



令和7年度

「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」

応募要項

1 趣 旨

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和7年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもともなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで本キャンペーンでは、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

2 実施団体

社会福祉法人 福岡県共同募金会

3 助成事業の対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

(令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。)

4 助成対象団体

- (1) 県内の社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPO等の非営利団体(法人格の有無は問いません)。
- (2) 団体としての活動実績が1年以上ある団体であること
- (3) 団体名義の振込口座を持っていること
- (4) オンラインによる申請および助成決定後の連絡がメールのみで可能なこと
- (5) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力^{※1}および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5 助成対象事業

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

（想定する事業例）

- 1）孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業
 - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
 - ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
 - ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
 - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- 2）支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
 - ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
 - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
 - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- 3）物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
 - ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
 - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
 - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

助成金対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

- ・ 消耗品・備品費（食料品、日用品等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費
- ・ 事業に係る人件費、謝金

（人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、謝金対象者の当該事業における必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。）

※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

助成金対象外経費となるもの

- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人々を支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ 費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（2025 年 4 月～2026 年 3 月）外の活動に関する経費

6 1 件あたりの助成金額

活動 1 件あたりの助成金額の上限額は 50 万円とします。

助成総額は、200 万円を予定しております。（期間内でも上限に達し次第、終了します。）

7 応募方法・応募期間・結果通知

（1）申請方法・申請受付期間

別途定める「申請書」及び必要書類を当会にメール又は郵送で提出してください。

※本会ホームページ (<https://fukuoka-kyoubo.jp/>) からダウンロードできます。

■応募締切日 **2025年 9月5日(金) 必着**

メール、または郵送で提出してください。

(2) 申請書類 ※①～④は必須 ※市町村社会福祉協議会は②～④は省略可。

① 申請書

② 会則・定款等の組織規程

③ 前年度の事業報告書および決算書

④ 今年度の事業計画書および予算書

⑤ 申請事業に係る参考資料

(3) 助成決定

結果は2025年9月末に郵送にてお知らせします。

※審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

※団体から提出された申請書に基づき本会で選定後、助成を決定した団体（以下、助成決定団体）についてのみ文書で通知します。

8 助成決定後の流れ

(1) 助成方法

精算払い

(2) 事業完了報告及び助成金交付手続き

事業完了後、助成決定団体は、2026年4月3日(金)までに、活動の記録（写真を含む）等を添付のうえ、実績報告してください。助成金は、助成決定団体からの実績報告の内容確認後に送金します。

※詳細は決定通知でお知らせします。

※交付完了後に助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めます。

9 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、『「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」の助成により活動しています。』と団体のホームページや SNS などでの今回の助成金での取り組みについて発信してください。

10 助成内容の変更について

(1) 申請時の事業内容に変更が生じた場合、必ず事業実施前に本会に相談してください。

(2) 事前相談なく事業を変更した場合、内容により助成金が交付できない場合があります。

1 1 スケジュール

2025年8月18日(月) 申請受付開始
9月 5日(金) 申請受付締切
～9月下旬 助成団体決定
～2026年3月31日(火) 事業実施期間
2026年4月 3日(金) 助成を受けた活動に係る実績報告締切

1 2 申請書類提出、お問い合わせ先

福岡県共同募金会

〒816-0804 春日市原町3-1-7

TEL : 092-584-3388 FAX : 092-584-3386

E-mail : bokin@fuku-shakyo.jp